

自治基本条例 他市町村条文比較表(基本理念・原則)

自治体名称	北海道ニセコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	ニセコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
基本理念・原則	<p>第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(基本原則) 第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1)市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重しあうこと。 (2)市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。 (3)市民は、市政への参画の機会が保障されること。 (4)市民、事業者及び市は協働してまちづくりを行うこと。 (5)市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。</p>	<p>(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。 (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。 (自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。 (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。 (6)まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。</p>	
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
基本理念・原則	<p>(自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。 (自治の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性および能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化および価値感を尊重すること。</p>	<p>第2章 基本理念等 (基本理念) 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。 (1)市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。 (2)市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。 (3)市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。 (4)市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。 (5)市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。 (6)市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとし、 (目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとし、 (1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち (2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち (3)恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち (4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち (5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち (6)生涯にわたって学ぶことができるまち (7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち (8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち (9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち (10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち (11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち (12)男女共同参画社会が形成されたまち (13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</p>	<p>(基本理念) 第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。 (参画及び協働の原則) 第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むにあたっては、市民の参画する機会が保障されるとともに市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。 (情報共有の原則) 第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。 (財政自治の原則) 第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。</p>	<p>第2章 自治の基本原則 (市民参加と協働の原則) 第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。 (情報共有の原則) 第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。</p>